

## 賦課金徴収規程

平成22年5月16日 制定

(目的)

第1条 本規程は、定款第16条に基づく賦課金の徴収について定める。

(賦課金の額)

第2条 賦課金の額は、定款第16条第2項に基づき、総会において定める。

(賦課金の徴収)

第3条 組合は、総会で決議された賦課金を、前・後期に分割して徴収するものとする。

2 前期の徴収

組合は、総会終了後、1カ月以内に組合員に前期分の請求書を発行する。組合員は、請求時から2カ月以内に組合の指定する銀行口座に全額振り込むものとする。

3 後期の徴収

組合は、10月末日までに組合員に後期の請求書を発行する。

組合員は、12月末日までに組合の指定する銀行口座に全額振り込むものとする。

(賦課金の延滞)

第4条 正当な理由なく、賦課金を延滞する組合員には、定款19条第2項により過怠金を課すか、定款第13条第2項により除名するかについて理事会で審議・決定する。

2 延滞する組合員は、その理由を書面により理事会に提出するものとする。

理事会は、その理由について審議・判定し、前項の決定を行うものとする。

(賛助会員の年会費)

第5条 賛助会員規約第5条に基づく賛助会員の年会費は、本規程に準ずるものとする。